

山形県の環境



平成29年版
山形県環境白書

概要版

CONTENTS

はじめに ～第3次山形県環境計画について～	2
第3次山形県環境計画の中間見直しと6つの基本目標	3
基本目標1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築	4
基本目標2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化	6
基本目標3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築	8
基本目標4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築	10
基本目標5 安全で良好な生活環境の確保	13
基本目標6 環境教育を通じた環境の人づくり	16

この「山形県の環境」は、山形県環境基本条例に基づく年次報告書である「山形県環境白書」の概要版として、平成28年度における環境やエネルギーに関する情報、県の施策の実施状況などについて、特にトピック性の高い項目を取り上げ、わかりやすく解説したものです。

本県では、山形県環境基本条例第10条の規定により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画として、「第3次山形県環境計画」を平成24年3月に策定しました。

この計画は、計画期間を策定後10年間とし、目指す将来像、6つの基本目標や基本目標の実現に向けた共通基盤、施策の展開方向、環境指標、環境配慮指針により構成されています。

山形県環境基本条例

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めなければならない。

～目指す将来像～ 「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」

恵み豊かな環境を
良好な状態で将来
世代に継承

みんなで取り組む
環境負荷の少ない
県土づくり

地球環境保全の
積極的な推進

人と自然との
共生の確保

第3次山形県総合発展計画

Ⅱ 県づくり構想

3 地域社会 ～豊かで質の高い暮らしや活力ある産業を

支え続ける「地域社会」の実現～

- (1) 良好な環境と暮らしや産業が共に高まり合う「環境先進地山形」の形成
- ①山形ならではの“自然との共生の文化”に基づく環境地域づくりの推進
 - ②低炭素社会などの形成に向けた先進的な地域システムづくりの推進
 - ③地域の環境資産の活用による経済活力の向上

第3次山形県環境計画

<6つの基本目標>

<主な個別計画>

1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築	… 山形県地球温暖化対策実行計画
2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化	… 山形県エネルギー戦略
3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築	… 山形県循環型社会形成推進計画
4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築	… 山形県生物多様性戦略 山形県鳥獣保護管理事業計画
5 安全で良好な生活環境の確保	… 山形県生活排水処理施設整備基本構想
6 環境教育を通じた環境の人づくり	… 山形県環境教育行動計画

＜第3次山形県環境計画の中間見直しと6つの基本目標＞

計画の始期から5年後を目途に計画全体の見直しを図ると規定しており、現行計画の進捗状況、社会経済情勢の変化、個別計画の検討状況や山形県環境審議会の議論などを踏まえ、平成28年度に中間見直しを行いました。

引き続き、環境基本条例の目指す将来像の実現に向け、第3次山形県総合発展計画における施策の展開方向との整合性を確保しながら、6つの基本目標の実現と、現下の諸課題の解決に向けた総合的かつ計画的な施策を推進していきます。

基本目標1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築

- 日常生活や事業活動におけるエネルギーの節約、省エネ住宅や省エネ機器等の普及、自動車交通対策などを進めていくことにより、化石燃料の消費の少ない低炭素社会を構築していきます。

基本目標2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化

- 東日本大震災以降のエネルギー政策の抜本的な見直しの中で、再生可能エネルギーの導入を中心としたエネルギー供給基盤を早期に整備し、エネルギーの安定供給を図るとともに、可能な限り地域の中にエネルギー源を分散配置する取組みを進めます。こうした取組みを通して、地域産業、地域の活性化につなげ、環境と経済が好循環する社会を構築していきます。

基本目標3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築

- 「ごみゼロやまがたの実現」とは、①廃棄物全体の排出量の最小化、②再生資源の利用の最大化、③環境への負荷の最小化が実現している将来の山形県の姿を表現しています。
- 資源の循環利用を進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていきます。

基本目標4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築

- 自然の復元能力には限界があり、本県の恵み豊かな自然環境は現在及び将来の県民の生活、産業及び文化を支える基盤であることから、これを慈しみ、育み、活かしながら、良好な状態で将来の世代に継承できるようにしていきます。

基本目標5 安全で良好な生活環境の確保

- 大気汚染や水質汚濁に係る環境基準が設定されていることから、引き続き、環境基準が達成された状況の維持及び達成されていない地域における基準の達成を目標として、必要な施策を推進していきます。

基本目標6 環境教育を通じた環境の人づくり

- 学校、地域、家庭、職場等の様々な機会、幼少の子どもから年配者まで、あらゆる世代に対し、環境教育を積極的に展開していくとともに、自主的・主体的に環境保全のための行動ができる人材を育成していきます。